

議案第67号

鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議をすることについて、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年8月9日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

第1条 鳥取県町村職員退職手当組合格約（昭和36年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「八頭東部環境施設組合」を「八頭環境施設組合」に改める。

第2条 鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「東伯町 赤碕町」を「琴浦町」に改める。

第3条 鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「羽合町 泊村 東郷町」を「湯梨浜町」に改め、西伯郡の項中「西伯町 会見町」を「南部町」に改め、「羽合町・泊村中学校組合」を削り、「西伯町ほか二か町清掃施設管理組合」を「岸本町・南部町清掃施設管理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成13年4月1日から適用し、第3条の改正規定は平成16年10月1日から施行する。